

平成 29 年度 8 月 韮崎市農業委員会議事録

1. 開催日時 平成 29 年 8 月 25 日 (金) 13 : 30 ~ 14 : 00

2. 開催場所 韮崎市役所 別館 201 会議室

3. 出席委員 (32 人)

農業委員

1 番 柳本 進
2 番 中村 正三
3 番 相山 泰
4 番 小澤 豊
5 番 岩村 栄比古
6 番 小川 龍馬
7 番 神谷 昇次
8 番 守屋 勝弥
9 番 矢巻 文司
10 番 笹本 武光
11 番 藤巻 正朝
12 番 功刀 福幸
13 番 小野 弘文
14 番 久保田 一弘
15 番 矢崎 貢太郎
16 番 矢崎 清香
17 番 齊藤 一成
18 番 横内 金弥
19 番 新奥 長生

農地利用最適化推進委員

1 番 瀧田 正充
2 番 渡邊 昭夫
3 番 近藤 友文
4 番 横森 一郎
5 番 欠瀬 勝男
6 番 山岸 健司
7 番 嶋津 榮男
8 番 佐藤 安茂
9 番 田邊 幸男
10 番 根岸 喜長
12 番 清水 寛文
13 番 漆原 富士夫
14 番 上野 和雄

欠席委員 (1 名)

11 番 山本 幸治 (農地利用最適化推進委員)

4. 議事日程

第 1 議事録署名委員の指名

第 2 会議書記の指名

第 3 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による申請の承認について	6 件
議案第 2 号 農地法第 4 条の規定による申請の承認について	3 件
議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による申請の承認について	11 件
議案第 4 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について	3 件

5. 農業委員会事務局職員

書記局長	戸島 雅美
書記次長	飯野 一伸
書記 (主幹)	梶 喜美子

6. 会議の概要

事務局次長

只今から平成 29 年度 8 月 葦崎市農業委員会を開会いたします。はじめに、柳本会長よりあいさつをお願いします。

会 長

(会長あいさつ)

事務局次長

それでは、葦崎市農業委員会会議規則第 5 条により、本日の議案審議については会長が議長をとめます。議事の進行をお願いします。

議 長

本日、出席委員は 19 名中 19 名で、定足数に達しております。

次に、葦崎市農業委員会会議規則第 16 条第 3 項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なし)

では、2 番 中村委員、3 番 相山委員をお願いいたします。会議書記には事務局職員の飯野氏と柵氏を指名いたします。

なお、葦崎市農業委員会会議規則第 1 2 条第 2 項により農地利用最適化推進委員の出席を許可します。そして、発言についても同会議規則第 1 2 条第 3 項に基づき議長が指名することで発言してください。それでは、概要説明と会務報告を事務局よりお願いします。

事務局次長

それでは概要説明に入らせていただきます。

議案第 1 号	農地法第 3 条の規定による申請の承認について	6 件	4,571 m ²
議案第 2 号	農地法第 4 条の規定による申請の承認について	3 件	2,857 m ²
議案第 3 号	農地法第 5 条の規定による申請の承認について	11 件	5,936 m ²
議案第 4 号	農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知について	3 件	2,740 m ²

次に、会務報告ですが、8 月 7 日、山梨県農業会議常設常任議員会議に柳本会長と事務局飯野が出席しました。

議 長

ただ今の報告について、何かご発言ございますか。

(発言なし)

以上で概要説明と会務報告を終わります。

それでは、議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による申請の承認について」を議題に供します。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局

それでは、議案集 1 ページをご覧ください。今月の農地法第 3 条の許可申請は、所有権の移転に関するものが 5 件、地上権設定に関するものが 1 件であります。

受付番号 1 番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明） 営農拡大のための所有権移転の申請であります。

受付番号 2 番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明） 工業団地造成事業の代替地としての所有権移転の申請であります。

受付番号 3 番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明） 営農拡大のための所有権移転の申請であります。

受付番号 4 番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明） 営農拡大のための所有権移転の申請であります。

受付番号 5 番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明） 営農拡大のための所有権移転の申請であります。

受付番号 6 番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明） ソーラーシェアリング架台の営農型太陽光発電システム設置のための地上権設定の申請であります。

各案件は、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可案件の全てを満たすと考えます。

議 長

これより質疑に入ります。質問、意見等がございますか。

（質問意見なし）

議 長

よろしいですか。それでは採決いたします。議案第 1 号、受付番号 1 番から 6 番について原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議 長

全員賛成ですので、議案第 1 号、受付番号 1 番から 6 番は原案のとおり承認いたしました。

次に、議案第 2 号「農地法第 4 条の規定による申請の承認について」を議題に供します。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局

それでは、議案集 3 ページをご覧ください。今月の農地法第 4 条の許可申請は 3 件であります。

受付番号 1 番（土地の所在・申請人についての説明）申請地は JA 梨北「よってけし」北西約 100 m、第 1 種農地で自宅の土地の拡張と駐車場の申請であります

受付番号 2 番（土地の所在・申請人についての説明）申請地は市営中條住宅北約 100m、第 3 種農地で太陽光発電施設の申請であります。

受付番号 3 番（土地の所在・申請人についての説明）申請地は JR 穴山駅北西 450m で、盛土による農地かさ上げのための一時転用の申請であります。

議 長

ただいまの事務局の説明に関連して、地区担当委員からの報告になります。

受付番号 1 番について、小川委員をお願いします。

小川委員

申請地は、住宅に隣接した農地であり許可相当と思います。

議 長

次に、申請番号 2 番について山岸委員をお願いします。

山岸委員

申請地は荒廃していますが、今後の耕作地としての利用価値はあります。所有者が高齢のため、農地としての管理が困難であることから、周辺農地への影響もないので許可相当と思います。

議 長

次に受付番号3番について嶋津委員お願いします。

嶋津委員

申請地は荒廃しており、今後の耕作地としての利用価値はないと思われます。水路の確保・防災対策を確認できれば許可相当と思います。

議 長

これより、質疑に入ります。

(質問、意見なし)

議 長

よろしいですか。それでは採決いたします。議案第2号、受付番号1番から3番について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議案第2号、受付番号1番から3番については、原案のとおり許可相当として県知事に意見書を送付いたします。

次に、議案第3号「農地法第5条の規定による申請の承認について」を、議題に供します。

事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局

それでは、議案集の4ページをご覧ください。今月の農地法第5条の許可申請は11件であります。

受付番号1番(土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明)申請地は更科橋南約200mで宅地分譲3区画の申請です。

受付番号2番(土地の所在・貸人・借人についての説明)申請地は上ノ山公民館西約50mで住宅建設の申請です。

受付番号3番(土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明)申請地は宮久保の公民館西約200mで住宅建設の申請です。

受付番号4番(土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明)申請地は宮久保地内で譲受人の住宅建設及び会社の資材置場、倉庫の申請です。

受付番号5番(土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明)申請地は市営清哲住宅南約250mで倉庫、駐車場及び進入路の申請です。

受付番号6番(土地の所在・貸人・借人についての説明)申請地はソーラーシェアリング架台の脚部面積の一時転用の申請です。

受付番号7番(土地の所在・貸人・借人についての説明)申請地は山寺公民館の西約200mで仮資材置場の一時転用の申請です。

受付番号8番(土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明)申請地は葦崎工業高校西約350mで住宅建設の申請です。

受付番号9番(土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明)申請地はホテル舟山南約200m

で会社の駐車場の申請です。

受付番号10番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）申請地は受付番号9番の駐車場の北隣で、住宅建設の申請です。

受付番号11番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）申請地は葦崎工業高校南約80mで住宅建設の申請です。

議長

ただいまの事務局の説明に関連して、各地区担当委員からご報告をお願いします。

受付番号1番については私の担当ですので報告いたします。

柳本会長

申請地の現況は雑種地で、今後の耕作地としての利用価値はありません。周辺は宅地化が進行しており、周辺農地への影響もないので許可相当と思います。

議長

受付番号2番について中村委員をお願いします。

中村委員

申請地は耕作されており、今後の耕作地としての利用価値があります。後継者の住宅建設ということで、周辺農地への影響もないので許可相当と思います。

議長

受付番号3番について近藤委員をお願いします。

近藤委員

申請地は耕作されており、今後の耕作地としての利用価値があります。周辺農地は宅地化が進行しており、周辺農地への影響もないので許可相当と思います。

議長

受付番号4番について横森委員をお願いします。

横森委員

申請地は、農地として管理はされており今後の耕作地としての価値があります。周辺農地への影響はないので許可相当と思います。

議長

受付番号5番について田邊委員をお願いします。

田邊委員

申請地は荒廃していますが、定期的の草刈りをして管理されています。周辺農地は宅地化が進行しており、周辺への影響もないので許可相当と思います。

議長

受付番号6番について小野委員をお願いします。

小野委員

申請地の草の管理をしていただきたい。違反等もないので許可相当と思います。

議 長

受付番号7番について山本委員お願いします。

事務局

本日山本委員が欠席のため、山本委員より報告を受けています。

隣接は山林であり、資材置場としての使用は可能です。2月下旬に現状回復とのことなので許可相当と思います。

議 長

受付番号8番、9番、10番について矢崎委員お願いします。

矢崎委員

受付番号8番、9番、10番ですが、申請地は耕作等管理されております。周辺農地は宅地化が進行しており周辺への影響はないので許可相当と思います。

議 長

受付番号11番について新奥委員お願いします。

新奥委員

申請地はすでに農地ではなく、今後の耕作地としての利用価値はありません。周辺農地は宅地化が進行しており、周辺への影響もないので許可相当と思います。

議 長

これより、質疑に入ります。

(質問、意見なし)

議 長

よろしいですか。それでは採決いたします。議案第3号、受付番号1番から11番について原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議案第3号、受付番号1番から11番については原案のとおり許可相当として県知事に意見書を送付いたします。

議 長

次に、議案第4号「農地法第18条第6項の規定による通知について」を議題に供します。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

《事務局説明》

議 長

議案第4号については、通知のため質疑は省略いたします。

以上をもちまして、平成29年度8月葦崎市農業委員会議案審議を終了

事務局長
功刀職務代理より閉会のあいさつをお願いします。

功刀職務代理
あいさつ

事務局長
ありがとうございました。

議事に参与した者の職、氏名

飯野 一伸 書記
梶 喜美子 書記

以上、会議の顛末を記録し、相違ないことを証するため署名する。

署名委員_____

署名委員_____